

別表第一の第一の七のイの(1)の2の項を削る。
別表第一の第一の七のイの(2)の1の項を次のように改める。

1 アメリカざりがに科に属する種のうち *Procamburus clarkii* (アメリカザリガニ) 以外のもの

別表第一の第一の七のイの(3)の1の項中「*Eriochelone japonica*」の「*E*」を「*E*」及び「*Eriochelone ogasawaraensis*」(オガサワラエリウデ)を加え、同表の第一の七のイの(4)を(5)とす。
別表第一の第一の七のイの(3)の1の項を次のように改める。

1 ちのみざりがに科全種

別表第一の第一の七のイの(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) アジガざりがに科

1 アジガざりがに科に属する種のうち *Cambaroides japonicus* (ニホンザリガニ) 以外のもの

別表第一の第一の七の中イをロとし、その前に次のように加える。

イ よこえび目

(1) よこえび科

1 *Dibrogammarus villosus* (ダイブクロガンマルス・ザイルロス)

別表第二の第二の中(ロ)を(1)とし、(ロ)を(2)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) たぬきも科

1 *Utricularia cf. platensis* (エフクレタヌキモ)

2 *Utricularia inflata* (ウトウククラリア・インフラタ)

3 *Utricularia platensis* (ウトウククラリア・プラテンシス)

別表第二の第一に次のように加える。

四 昆虫綱

イ はち目

(1) あり科

1 *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプシス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプシス・サエヴィスマ種群)、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプシス・トリデンシス種群) 及び *Solenopsis viridens* 種群 (ソレノプシス・ヴィルデンシス種群) に属する種

左欄に規定する種群に属する他の種

別表第三中15の項を18の項とし、12の項から14の項までを三項ずつ繰り下げ、11の項の次に次の三項を加える。

12 *Utricularia cf. platensis* (エフクレタヌキモ)

13 *Utricularia inflata* (ウトウククラリア・インフラタ)

14 *Utricularia platensis* (ウトウククラリア・プラテンシス)

附則

1 この政令は、令和二年十一月二日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないもの、新令別表第二の第一の四のイの(1)の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の四のイの(1)の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)及び新令別表第三の12の項から14の項までの種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の器官の欄に定める器官に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。
3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

省 令

○農林水産省令第六十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年九月十六日 農林水産大臣 江藤 拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表一(第九条関係)(略) 付表 一〇二十五 (略) 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	別表二(第九条関係)(略) 付表 一〇二十五 (略) 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
二七〇七十一 (略)	二七〇七十一 (略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。